

適用法令等 (主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行 為 の 禁 止 ・ 制 限 又 は 規 制 の 内 容	根拠 条文	備 考																														
1 (1) (2) 長野県 環境影響 評価条例 (環境政策課)	全域	知 事	配慮書 方法書 準備書 評価書 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } の作成 ・送付 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> 市町村 地域振興局 (環境課) ↓ 環境政策課 </div>	対象事業(第1種事業又は手続を行う必要があると判定された第2種事業)が環境に及ぼす影響についての調査、予測及び評価(第1種事業及び第2種事業の要件) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">第1種事業の要件</th> <th style="width: 40%;">第2種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の建設</td> <td>① 自動車専用道路 新設全て ② 自動車専用道路 改築1km以上 ③ 県道等 4車線以上かつ長さ10km以上 ④ ー</td> <td>① ー ② ー ③ 県道等 4車線以上かつ長さ7.5km以上 ④ 一般国道、県道、林道等 2車線以上かつ森林の区域等の長さ10km以上</td> </tr> <tr> <td>2 ダムの建設</td> <td>・ 貯水面積50ha以上</td> <td>・ 森林の区域等の貯水面積30ha以上</td> </tr> <tr> <td>3 鉄道の建設</td> <td>・ 長さ10km以上</td> <td>・ 長さ7.5km以上</td> </tr> <tr> <td>4 飛行場の建設</td> <td>① 陸上空港等の設置すべて ② 陸上空港等の滑走路の新設すべて ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ500m以上</td> <td>① ー ② ー ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ375m以上</td> </tr> <tr> <td>5 工場又は事業場の建設</td> <td>・ 排出ガス量10万m³/時以上又は排出水量1万m³/日以上</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>6 電気工作物の建設</td> <td>① 水力発電所の設置 出力1.5万kW以上 ② 地熱発電所の設置 出力5,000kW以上 ③ 風力発電所の設置 出力5,000kW以上 ④ 太陽光発電所の設置 敷地面積50ha以上 ⑤ 送電線の設置 電圧17万V以上かつこう長1km以上</td> <td>① ー ② ー ③ ー ④ 太陽光発電所の設置 森林の区域等の敷地面積20ha以上 ⑤ ー</td> </tr> <tr> <td>7 廃棄物処理施設の建設</td> <td>① ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置 処理能力4t/時以上 ② し尿処理施設の設置 処理能力250kl/日以上 ③ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置 埋立面積5ha以上又は埋立容量25万m³以上</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>8 下水道終末処理場の建設</td> <td>・ 敷地面積15ha以上</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設※</td> <td>① ゴルフ場又はスキー場の設置 敷地面積50ha以上 ② ー</td> <td>① ゴルフ場又はスキー場の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上 ② 運動競技場、遊園地その他のレクリエーション施設の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上かつ土地形質変更面積10ha以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	第1種事業の要件	第2種事業の要件	1 道路の建設	① 自動車専用道路 新設全て ② 自動車専用道路 改築1km以上 ③ 県道等 4車線以上かつ長さ10km以上 ④ ー	① ー ② ー ③ 県道等 4車線以上かつ長さ7.5km以上 ④ 一般国道、県道、林道等 2車線以上かつ森林の区域等の長さ10km以上	2 ダムの建設	・ 貯水面積50ha以上	・ 森林の区域等の貯水面積30ha以上	3 鉄道の建設	・ 長さ10km以上	・ 長さ7.5km以上	4 飛行場の建設	① 陸上空港等の設置すべて ② 陸上空港等の滑走路の新設すべて ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ500m以上	① ー ② ー ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ375m以上	5 工場又は事業場の建設	・ 排出ガス量10万m ³ /時以上又は排出水量1万m ³ /日以上	ー	6 電気工作物の建設	① 水力発電所の設置 出力1.5万kW以上 ② 地熱発電所の設置 出力5,000kW以上 ③ 風力発電所の設置 出力5,000kW以上 ④ 太陽光発電所の設置 敷地面積50ha以上 ⑤ 送電線の設置 電圧17万V以上かつこう長1km以上	① ー ② ー ③ ー ④ 太陽光発電所の設置 森林の区域等の敷地面積20ha以上 ⑤ ー	7 廃棄物処理施設の建設	① ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置 処理能力4t/時以上 ② し尿処理施設の設置 処理能力250kl/日以上 ③ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置 埋立面積5ha以上又は埋立容量25万m ³ 以上	ー	8 下水道終末処理場の建設	・ 敷地面積15ha以上	ー	9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設※	① ゴルフ場又はスキー場の設置 敷地面積50ha以上 ② ー	① ゴルフ場又はスキー場の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上 ② 運動競技場、遊園地その他のレクリエーション施設の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上かつ土地形質変更面積10ha以上	条2II 条2III 県則2 県則3 条4の3 条4の4 条5 条6 条7 条14 条15 条21 条21の3	[国の特例] なし 「第1種事業」 必ず環境影響評価その他の手続を実施する事業 「第2種事業」 環境影響評価その他の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う事業 「森林の区域等」 ・ 森林法の国有林及び地域森林計画対象民有林 ・ 自然公園法の国立公園、国定公園及び長野県立自然公園条例の長野県立自然公園 ・ 河川法の河川区域 ・ 自然環境保全法の原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、長野県自然環境保全条例の長野県自然環境保全地域、郷土環境保全地域 ・ 長野県水環境保全条例の水道水源保全地区 ・ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例の水資源保全地域 ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の生息地等保護区 ・ 長野県希少野生動植物保護条例の生息地等保護区 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の鳥獣保護区
			区 分	第1種事業の要件	第2種事業の要件																															
			1 道路の建設	① 自動車専用道路 新設全て ② 自動車専用道路 改築1km以上 ③ 県道等 4車線以上かつ長さ10km以上 ④ ー	① ー ② ー ③ 県道等 4車線以上かつ長さ7.5km以上 ④ 一般国道、県道、林道等 2車線以上かつ森林の区域等の長さ10km以上																															
			2 ダムの建設	・ 貯水面積50ha以上	・ 森林の区域等の貯水面積30ha以上																															
			3 鉄道の建設	・ 長さ10km以上	・ 長さ7.5km以上																															
			4 飛行場の建設	① 陸上空港等の設置すべて ② 陸上空港等の滑走路の新設すべて ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ500m以上	① ー ② ー ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ375m以上																															
			5 工場又は事業場の建設	・ 排出ガス量10万m ³ /時以上又は排出水量1万m ³ /日以上	ー																															
			6 電気工作物の建設	① 水力発電所の設置 出力1.5万kW以上 ② 地熱発電所の設置 出力5,000kW以上 ③ 風力発電所の設置 出力5,000kW以上 ④ 太陽光発電所の設置 敷地面積50ha以上 ⑤ 送電線の設置 電圧17万V以上かつこう長1km以上	① ー ② ー ③ ー ④ 太陽光発電所の設置 森林の区域等の敷地面積20ha以上 ⑤ ー																															
			7 廃棄物処理施設の建設	① ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置 処理能力4t/時以上 ② し尿処理施設の設置 処理能力250kl/日以上 ③ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置 埋立面積5ha以上又は埋立容量25万m ³ 以上	ー																															
			8 下水道終末処理場の建設	・ 敷地面積15ha以上	ー																															
9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設※	① ゴルフ場又はスキー場の設置 敷地面積50ha以上 ② ー	① ゴルフ場又はスキー場の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上 ② 運動競技場、遊園地その他のレクリエーション施設の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上かつ土地形質変更面積10ha以上																																		

適用法令等 (主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行 為 の 禁 止 ・ 制 限 又 は 規 制 の 内 容	根拠 条文	備 考																											
1 (12) 長野県環境影響評価条例 (環境政策課)				<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 291 1190 330">区 分</th> <th data-bbox="1190 291 1649 330">第1種事業の要件</th> <th data-bbox="1649 291 2115 330">第2種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 330 1190 394">10 土地区画整理事業 ※</td> <td data-bbox="1190 330 1649 394">① 施行面積 100ha 以上 ② -</td> <td data-bbox="1649 330 2115 394">① 施行面積 75ha 以上 ② 森林の区域等の施行面積 30ha 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 394 1190 432">11 住宅団地の造成 ※</td> <td data-bbox="1190 394 1649 432">• 面積 20ha 以上</td> <td data-bbox="1649 394 2115 432">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 432 1190 471">12 工業団地の造成 ※</td> <td data-bbox="1190 432 1649 471">• 面積 50ha 以上</td> <td data-bbox="1649 432 2115 471">• 森林の区域等の面積 30ha 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 471 1190 510">13 流通業務団地の造成※</td> <td data-bbox="1190 471 1649 510">• 面積 20ha 以上</td> <td data-bbox="1649 471 2115 510">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 510 1190 548">14 別荘団地の造成 ※</td> <td data-bbox="1190 510 1649 548">• 面積 50ha 以上</td> <td data-bbox="1649 510 2115 548">• 森林の区域等の面積 30ha 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 548 1190 612">15 土石の採取又は鉱物の掘採</td> <td data-bbox="1190 548 1649 612">• 面積 50ha 以上</td> <td data-bbox="1649 548 2115 612">• 森林の区域等の面積 30ha 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 612 1190 676">16 工作物の用に供する一団の土地の造成</td> <td data-bbox="1190 612 1649 676">• 面積 50ha 以上</td> <td data-bbox="1649 612 2115 676">• 森林の区域等の面積 30ha 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 676 1190 774">17 複合事業</td> <td data-bbox="1190 676 1649 774">• 6④、9～14 の※印の第1種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの</td> <td data-bbox="1649 676 2115 774">• 6④、9～14 の※印の第2種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	第1種事業の要件	第2種事業の要件	10 土地区画整理事業 ※	① 施行面積 100ha 以上 ② -	① 施行面積 75ha 以上 ② 森林の区域等の施行面積 30ha 以上	11 住宅団地の造成 ※	• 面積 20ha 以上	-	12 工業団地の造成 ※	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上	13 流通業務団地の造成※	• 面積 20ha 以上	-	14 別荘団地の造成 ※	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上	15 土石の採取又は鉱物の掘採	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上	16 工作物の用に供する一団の土地の造成	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上	17 複合事業	• 6④、9～14 の※印の第1種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの	• 6④、9～14 の※印の第2種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの		<ul style="list-style-type: none"> ● 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の湿地の区域 ● 都市計画法の風致地区
				区 分	第1種事業の要件	第2種事業の要件																											
				10 土地区画整理事業 ※	① 施行面積 100ha 以上 ② -	① 施行面積 75ha 以上 ② 森林の区域等の施行面積 30ha 以上																											
				11 住宅団地の造成 ※	• 面積 20ha 以上	-																											
				12 工業団地の造成 ※	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上																											
				13 流通業務団地の造成※	• 面積 20ha 以上	-																											
				14 別荘団地の造成 ※	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上																											
				15 土石の採取又は鉱物の掘採	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上																											
				16 工作物の用に供する一団の土地の造成	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上																											
				17 複合事業	• 6④、9～14 の※印の第1種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの	• 6④、9～14 の※印の第2種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの																											